

て・あーて
身体拘束等の適正化の指針

1. 法人施設・事業所における身体拘束に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人・事業所では、法人理念にのっとり、「自分が生まれてきたこの世界は安心できる」環境作りに努め、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める事とする。

(1) 障害福祉・児童福祉サービス基準の身体拘束防止の規定

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。しかし、以下の3つの要件すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

①切迫性…利用者または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要である。

2. 身体拘束防止に向けての基本指針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明を行い、同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合は、虐待防止検討委員会を中心として、十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性が生じない様に、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた適切な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的に生活して頂ける様に努める。

(4) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用して頂くため、サービス契約時に事業所の方針を説明する。事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認しケアの方向性を提案することで、身体拘束防止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努める。

3. 身体拘束防止に向けた体制

当事業所では身体拘束防止に向けて、虐待防止検討委員会が役割を果たし、身体拘束防止に取り組む。

(1) 設置目的

事業所内等での身体拘束防止に向けた現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束防止に関する職員全体への指導

4. 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

(1) 座位保持・座位保持装置とは

身体に重度の障害のある利用者は、脊椎の側弯、四肢・関節等の変形、拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車椅子を医師の意見書又は診断書によってオーダーメイドで製作し、使用している場合がある。背もたれや座面等の車椅子の機能がその人に合うように調整し、車椅子に座った際に姿勢を保持する必要がある。そのために安全かつ安楽に座位が維持されるようにベルトやテーブルが使用されている。

(2) 身体拘束と座位保持装置の違い

身体拘束にあたるとして、座位保持装置やオーダーメイドで製作された車椅子に付属しているベルト等を外す事で転落の恐れや、利用者が恐怖、緊張を感じるな

ど、かえって危険を招く事が考えられる。その危険を回避しようとして、ベッド上での生活を強いるなど、不適切な対応を招き、QOLの低下に繋がる恐れがある。

「利用者の身体の機能や行動を制限する目的で行われる身体拘束」と「座位姿勢保持を目的に行われる座位保持装置の使用」には相違がある。

(3) 座位保持装置等の適正な使用

座位保持装置等を使用する場面、目的、理由を明確にし、利用者並びに家族と共通の認識をもって、互いの理解の下、座位保持装置等を使用する。支援場面では長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止するための取り組みにも留意する。

5. 身体拘束防止・改善のための職員教育・研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束防止と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行う。

- ①定期的な教育・研修（年1回）の実施
- ②新任者に対する身体拘束適正化の研修実施等、その他必要な教育・研修の実施

6. 利用者等に対する指針の閲覧

当該指針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。